＜　高崎社協中央訪問介護センター利用料金表　＞

障害福祉サービス　居宅介護

居宅における身体介護及び通院等介助（身体介護を伴う）				
所要時間	基本利用料	自己負担１割	自己負担２割	自己負担３割
①30 分未満	2,652 円	265 円	530 円	795 円
②30 分以上 1 時間未満	4,185 円	418 円	836 円	1,254 円
③1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,081 円	608 円	1,216 円	1,824 円
④1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,930 円	693 円	1,386 円	2,079 円
⑤2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,811 円	781 円	1,562 円	2,343 円
⑥2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,671 円	867 円	1,734 円	2,601 円
⑦3 時間以上 3 時間 30 分未満	9,541 円	954 円	1,908 円	2,862 円
⑧3 時間 30 分以上 （⑦の金額に 30 分ごとに加算する額）	859 円	85 円	170 円	255 円
居宅における家事援助				
所要時間	基本利用料	自己負担１割	自己負担２割	自己負担３割
①30 分未満	1,201 円	120 円	240 円	360 円
②30 分以上 45 分未満	1,725 円	172 円	344 円	516 円
③45 分以上 1 時間未満	2,228 円	222 円	444 円	666 円
④1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,701 円	270 円	540 円	810 円
⑤1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	3,111 円	311 円	622 円	933 円
⑥1 時間 30 分以上 1 時間 45 分未満	3,491 円	349 円	698 円	1,047 円
⑦1 時間 45 分以上 （⑥の金額に 15 分ごとに加算する額）	400 円	40 円	80 円	120 円
通院等介助（身体介護を伴わない）				
①30 分未満	1,201 円	120 円	240 円	360 円
②30 分以上 1 時間未満	2,228 円	222 円	444 円	666 円
③1 時間以上 1 時間 30 分未満	3,111 円	311 円	622 円	933 円
④1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,799 円	379 円	758 円	1,137 円
⑤2 時間以上 （④の金額に 30 分ごとに加算する額）	780 円	78 円	156 円	234 円
上記利用料金に加算されている金額				
特定事業所加算Ⅱ	基本単価合計に 10.0%を乗じた金額			

障害福祉サービス　同行援護

居宅における身体介護及び通院等介助（身体介護を伴う）				
所要時間	基本利用料	自己負担１割	自己負担２割	自己負担３割
①30 分未満	2,156 円	215 円	430 円	645 円
②30 分以上 1 時間未満	3,409 円	340 円	680 円	1,020 円
③1 時間以上 1 時間 30 分未満	4,929 円	492 円	984 円	1,476 円
④1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,658 円	565 円	1,130 円	1,695 円
⑤2 時間以上 2 時間 30 分未満	6,398 円	639 円	1,278 円	1,917 円
⑥2 時間 30 分以上 3 時間未満	7,137 円	713 円	1,426 円	2,139 円
⑦3 時間以上 3 時間 30 分未満	7,877 円	787 円	1,574 円	2,361 円
⑧3 時間 30 分以上 （⑦の金額に 30 分ごとに加算する額）	749 円	74 円	148 円	222 円
上記利用料金に加算されている金額				
特定事業所加算Ⅱ	基本単価合計に 10.0%を乗じた金額			

その他の加算される金額	
初回加算（初回訪問の属する月）	200 単位（2,054 円）を加算
利用者負担上限額管理加算（月１回を限度）	150 単位（1,540 円）を加算
緊急時対応加算（月２回を限度）	100 単位（1,027 円）を加算
利用者が障害支援区分３の場合[同行援護]	所定単位数の 20%を加算
利用者が障害支援区分４以上の場合[同行援護]	所定単位数の 40%を加算

◎利用料の計算方法については、総単位数(基本サービス単位数＋各種加算減算単位数)×単価（10.27 円）が総費用額です。その総費用額（10 割）から「介護保険負担割合証」に記載のある割合を引いた割合分をかけて保険給付分を割り出し、総費用額から保険給付分を引いた残りの額が利用者負担額です。(小数点以下切り捨て)
◎上記金額は単位数を元に円換算したものです。合計単位を用いた実際の支払い金額と端数などの誤差が生じる場合があります。
◎各種加算については、一定の要件を満たした場合に加算されます。
◎１人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもとで２人のヘルパーでサービスを提供した場合は、２倍の利用者負担額をいただきます。
◎介護保険給付の範囲を超えたサービス利用やサービス提供に使用する光熱水費、同行に伴う交通費等は、全額利用者負担です。
◎利用料金は月末で締めて、翌月１０日頃に請求書を配付します。
　お支払い方法は口座（ゆうちょ銀行または高崎信用金庫）からの引き落とし、または現金での支払になります。